

## 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会気運醸成事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、2020年に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催に向けたスポーツ振興事業等の運営に対し補助金を交付することについて定め、もって東京 2020 大会の気運を醸成するとともに、千代田区（以下「区」という。）内のスポーツ・文化・観光・教育等の振興に寄与することを目的とする。

### (補助の実施)

第2条 前条の目的を達成するため、区は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会気運醸成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は事務所等が区内に所在しており、第1条の目的を達成するための事業を提案する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としなないものとする。

- (1) 宗教又は政治を目的とする者
- (2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を支持し、又はこれらに反対する者
- (3) 暴力団又はその構成員の統制下にある者
- (4) 国、自治体又はこれに準じる法人が出資している者

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 東京 2020 大会の気運醸成活動として、アスリートや有識者等を招致し、主に、区内在住・在勤・在学者（以下「区民等」という。）を対象に行われるスポーツ・文化・観光・教育等の振興を目的とした事業

(2) その他区長が認める事業

2 補助対象事業は、次の各号の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 広く区民等が参加し、区内で開催するものであること。
- (2) 補助対象者自らが主催し、かつ、経費を負担するものであること。
- (3) 事業計画や資金計画が目的を達成するために適切であり、かつ、十分な効果が期待できるものであること。
- (4) 6月1日から翌年2月末日までに実施するものであること。ただし、2020年については、6月1日から9月6日までに実施するものであること。

(5) 事業を実施した年度の3月31日までに第11条に規定する報告を完了できるものであること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とする事業
- (2) 会員に向けた色彩が強い、又は参加資格が限定される事業
- (3) 販売、出版、収集、資料作成、研究等を主な目的とする事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する費用のうち、次に掲げる費目とする。

- (1) 謝礼等の報償費
- (2) アスリートや有識者等の交通費・旅費
- (3) 事業にかかる事務経費
- (4) 会場使用料
- (5) 事業実施にかかる業務委託料（前各号に相当するものに限る。）
- (6) その他区長が認める経費

(補助率等)

第6条 区は、前条の補助対象経費のうち、4分の3を補助する。

2 前項の規定にかかわらず、当該4分の3の額が、当該補助対象者の自己負担額（対象事業について、入場料収入、補助金、協賛金その他の収入がある場合において、前条の補助対象経費の額から当該収入の額を控除した残額をいう。）を超えるときは、当該自己負担額を補助する。

3 前2項の規定にかかわらず、補助金の額は、予算の範囲内で、事業1件につき100万円を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。

(区等の補助金を受けている場合の制限)

第7条 区及び区の関係団体からこの要綱による補助と同趣旨の他の補助金の交付を受けている事業は、第4条の規定にかかわらず、補助対象事業としない。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ次の書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書又は予算書

(4) その他区長が必要と認める書類

(審査)

第8条の2 前条の申請に係る事業及びその経費が第4条及び第5条にそれぞれ定める補助対象事業及び補助対象経費に適合しているかを、地域振興部コミュニティ総務課長、同部生涯学習・スポーツ課長及び同部オリンピック・パラリンピック担当課長並びに補助対象事業に関連する課の長が審査する。

(補助金の交付等の決定)

第9条 区長は、審査の審査結果に基づき補助金交付の可否を決定し、交付を可とするときは補助金の額を内定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

2 区長は、前項の決定をするに際し、必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 区長は、前条の審査の結果、補助金を交付することが適当でないとしたときは、その理由を付して、補助金不交付決定通知書(様式第2号の2)により申請者に通知する。

(事業の中止又は廃止)

第10条 前条第1項により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、事業の中止又は廃止をするときは、すみやかに補助金交付申請取下げ書(様式第3号)を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、取り消されたものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、当該事業終了後、速やかに次に掲げる書類により、区長に報告しなければならない。

(1) 活動実績報告書(様式第4号)

(2) 収支報告書

(3) 支払を証するものの写し

(4) その他区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

2 前項により確定することが相当でない場合は、第16条により交付の決定を取り消す。

(補助金の請求及び交付)

第13条 交付決定者は、前条第1項の通知を受けた後、速やかに請求書(様式第6号)により区長に対し補助金の交付を請求する。

2 区長は、前項の請求があった場合は速やかに補助金を交付する。

(計画の変更)

第14条 交付決定者は、第9条第1項の規定により交付決定を受けた事業内容を変更しようとするときは、速やかに計画変更申請書(様式第7号)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定内容に影響しない軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の申請が適当と認められたときは、計画変更承認通知書(様式第8号)により交付決定者に通知する。当該申請が適当でないとき、その理由を付して、計画変更不承認通知書(様式第8号の2)によりその旨を交付決定者に通知する。

3 区長は、前項の場合において、必要に応じ、計画変更承認申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

(活動遅延の報告)

第15条 交付決定者は、申請した事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに区長に報告しなければならない。

(交付の決定の取消等)

第16条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 交付決定者が、補助金を申請した活動以外の用途に使用した場合
- (2) 交付決定者が、助成活動に関して不正その他不適当な行為をし又は怠慢である場合
- (3) 交付決定者が、この要綱に違反した場合
- (4) 交付決定後に発生した事情により本要綱の目的を達成できない場合

(補助金の返還)

第17条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第18条 区長は、補助金の交付の適正を期するために必要と認めるときは、交付決定者に対し報告をさせ、書類等を調査し、若しくは関係者に対し質問することができる。

(規則との関係)

第 19 条 補助金の交付に関し必要な事項については、千代田区補助金等交付規則(昭和 48 年千代田区規則第 15 号)の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行し、平成 32 年 9 月 6 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた補助対象事業にかかる補助金交付決定の取消し及び返還その他の手続については、この要綱は、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。